

アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する

植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則別表1の4の項のアメリカ合衆国産のピング種、ランバート種及びバン種のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和53年1月10日農林省告示第38号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 くん蒸施設

告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとする。

- (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。
- (2) くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。
- (3) くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。
- (4) 臭化メチルの投薬装置が設備されていること。
- (5) くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、その箱に収

納する前に生果実をポリエチレン製のこん包材料で包み込んでいること。

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア くん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、コドリンガの侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みのさくらんぼ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示5の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

- (2) (1)の調査は、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う日本向けさくらんぼ生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

(3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 当該施設の内容積ノ立方メートル当たり臭化メチルノグラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。

イ 当該施設の内部の圧力をクロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示4に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

イ ノ回に処理する生果実の量が、くん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

ウ くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示3の(3)の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん包数の5パーセント以上について、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にコドリングのほかオウトウミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の実施の確認の結果、コドリング又はオウトウミバエが発見されたときは、コドリング又はオウトウミバエが付着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検査証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとするものとする。

区 分	確 認 者 氏 名 ④
消毒確認 年 月 日 時	
検査確認 年 月 日 時	

↑
3センチメートル
↓

← 10センチメートル →

5 表示

告示6のこん包の表示は、それぞれ、次の様式によるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示

TREATED
PPQ-APHIS-USDA
← 5センチメートル以上 →

イ 仕向地の表示

FOR JAPAN
← 15センチメートル以上 →

6 輸入検査の場所

輸入検査は、次に掲げる港又は飛行場（以下「輸入港」という。）の植物防疫官が指定する場所において行うものとする。

- (1) 港 京浜港，名古屋港，大阪港，神戸港，関門港，那覇港
- (2) 飛行場 新東京国際空港，東京国際空港，名古屋空港，大阪国際空港，福岡空港，那覇空港

7 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該さくらんぼ生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(3)の封印がなされていない場合、告示6の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)以外の輸入検査の方法及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規

程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

- (4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口の全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ コドリングが付着した原因について、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。